

件名	山梨県「平成17年度 P R T Rデータの概要」について —— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 ——
経緯	<p>平成12年3月30日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が施行され、P R T R制度(化学物質排出移動量届出制度)が導入された。</p> <p>P R T R制度とは、事業者が多種多様な化学物質がどのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを自らが把握し、県を経由して国に届け出て、そのデータを国は集計し、公表する仕組みである。</p> <p>この制度により、以下の効果が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進 ・ 住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進 ・ 行政による化学物質対策の優先度の判断材料 ・ 事業者と住民と行政で化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有 <p>[概要]</p> <p>1 対象となる化学物質 トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの第一種指定化学物質(354物質。このうち、発ガン性が認められる12物質を特定第一種指定化学物質と規定。)</p> <p>2 対象事業者 次の3つの要件を満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する23業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者 (2) 常用雇用者数21人以上の事業者 (3) 取扱量等、次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ア 対象となる化学物質のうち、いずれかの年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)である事業所を有する事業者 イ 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者 ウ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者 エ その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者 <p>3 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国は、対象とならない小規模な事業所や、農業、建設業などの非対象業種からの排出量及び自動車や家庭からの排出量を推計する。

1 排出量・移動量の届出状況

平成 18 年度（届出期間：平成 18 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで）には、平成 17 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、県内 400 の事業所から届出がありました。

業種別に見た届出状況は次のとおりです。

業種別に見た届出状況

(単位:事業所)

業 種	H18年度届出数	H17年度届出数
製造業	121	108
食料品製造業	5	3
飲料・たばこ・飼料製造業	2	2
繊維工業	1	1
衣服・その他の繊維製品製造業	1	1
木材・木製品製造業	1	1
家具・装備品製造業	1	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1
出版・印刷・同関連産業	3	3
化学工業	9	8
石油製品・石炭製品製造業	1	1
プラスチック製品製造業	8	7
ゴム製品製造業	1	1
非鉄金属製造業	5	4
金属製品製造業	16	13
一般機械器具製造業	13	8
電気機械器具製造業	29	31
輸送用機械器具製造業	7	6
精密機械器具製造業	6	6
その他の製造業	11	11
下水道業	17	14
石油卸売業	1	1
燃料小売業	209	202
洗濯業	1	0
自動車整備業	28	42
一般廃棄物処理業	14	16
産業廃棄物処分量	6	6
自然科学研究所	3	3
合 計	400	392

2 P R T R データの集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量の集計結果

ア 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 3,309 トンに対して総届出排出量 2,127 トン、総届出移動量 1,182 トンとなっています。

総届出排出量の内訳は、大気への排出 2,107 トン（構成比：99.1%）、公共用水域への排出 20 トン（同：0.9%）となっています。また、総届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動 1,165 トン（構成比：98.6%）、下水道への移動 17 トン（同：1.4%）となっています。

	H17年度(トン)		H16年度(トン)	
		県/国(%)		県/国(%)
届出排出量・移動量	3,309	0.7	3,386	0.7
届出排出量	2,127	0.8	2,220	0.8
大気への排出	2,107	0.9	2,200	0.9
公共用水域への排出	20	0.2	20	0.2
届出移動量	1,182	0.5	1,165	0.5
事業所外への廃棄物としての移動	1,165	0.5	1,151	0.5
下水道への移動	17	0.6	14	0.5

* 県/国(%)...当該項目における山梨県の全国に占める割合(以下同様)

イ 届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位5物質の合計は2,396トンで、総届出排出量・移動量3,309トンの72.4%に当たります。

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(トン)	県/国(%)
トルエン	1,497	45.2	0.9	1,547	1.0
ジクロロメタン(塩化メチレン)	360	10.9	1.1	353	1.1
クロム及び三価クロム化合物	281	8.5	2.3	258	1.9
キシレン	141	4.3	0.2	117	0.2
トリクロロエチレン	117	3.5	1.4	154	1.9

* 構成比(%)...当該項目の山梨県全体に占める割合(以下同様)

ウ 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位5物質の合計は1,908トンで、総届出排出量2,127トンの89.7%に当たります。

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(トン)	県/国(%)
トルエン	1,318	62.0	1.2	1,433	1.3
ジクロロメタン(塩化メチレン)	302	14.2	1.4	330	1.5
キシレン	108	5.1	0.2	81	0.2
クロロホルム	104	4.9	9.4	132	10.8
トリクロロエチレン	76	3.6	1.5	83	1.7

エ 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 2,510 トンで、総届出排出量・移動量 3,309 トンの 75.9%を占めます。

なお、製造業における届出排出量・移動量の合計は 3,245 トンで、総届出排出量・移動量の 98.1%に当たります。

	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(トン)	県/国(%)
輸送用機械器具製造業	897	27.1	1.5	909	1.5
一般機械器具製造業	701	21.2	4.4	421	2.8
電気機械器具製造業	482	14.6	1.8	736	2.6
化学工業	216	6.5	0.2	194	0.1
金属製品製造業	214	6.5	0.8	190	0.7

オ 業種別の届出排出量

届出排出量の多い上位 5 業種の合計は 1,592 トンで、総届出排出量 2,127 トンの 74.8%に当たります。

	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(トン)	県/国(%)
輸送用機械器具製造業	824	38.7	1.6	848	1.6
一般機械器具製造業	276	13.0	2.3	91	0.8
出版・印刷・同関連産業	195	9.2	1.4	198	1.3
電気機械器具製造業	157	7.4	1.7	309	3.1
化学工業	140	6.6	0.5	133	0.4

(2) 届出外排出量の集計結果

環境省及び経済産業省が推計を行なった本県の届出外排出量の合計は 2,916 トンです。

届出外排出量の種類	届出外排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(トン)	県/国(%)
移動体からの排出量	1,208	41.4	1.0	1,257	1.0
家庭からの排出量	490	16.8	0.9	534	0.9
非対象業種からの排出量	601	20.6	0.5	628	0.6
対象業種からの届出外排出量	618	21.2	1.1	599	1.0

)対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

(3) 届出排出量と届出外排出量の合計

ア 届出排出量と届出外排出量の合計

	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(トン)	県/国(%)
届出排出量	2,127	42.2	0.8	2,220	0.8
届出外排出量	2,916	57.8	0.8	3,018	0.8
合計	5,043		0.8	5,239	0.8

イ 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位 5 物質の合計は 3,368 トンで、全体の 66.8%に当たります。

物質名	届出排出量(トン)	届出外排出量(トン)	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度合計排出量(トン)	県/国(%)
トルエン	1,318	703	2,021	40.1	1.1	2,163	1.1
キシレン	108	544	652	12.9	0.5	641	0.5
ジクロロメタン(塩化メチレン)	302	15	317	6.3	1.3	348	1.4
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	1	198	199	3.9	1.0	194	1.1
エチルベンゼン	20	159	179	3.5	0.5	177	0.5

(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量の集計結果

354 物質のうち、人に対して発がん性が認められるものは特定第一種指定化学物質(12 物質)に規定されており、これらの物質の届出排出量・移動量の合計は 69 トン、届出外排出量の合計は 155 トン、総計は 224 トンです。

また、上位 3 物質の合計は 222 トンで、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量及び届出外排出量の 99.1%に当たります。

なお、ダイオキシン類の届出排出量・移動量及び届出外排出量の合計は 0.024kg-TEQ です。

	届出		届出外排出量(トン)	合計(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H16年度(届出・届出外合計)(トン)	県/国(%)
	排出量(トン)	移動量(トン)						
ベンゼン	2	0	150	153	68.3	0.9	162	0.9
ニッケル化合物	1	64	1	66	29.5	1.6	66	1.6
エチレンオキシド	2	0	1	3	1.3	0.6	3	0.5
ダイオキシン類	0.00074 kg-TEQ	0.022 kg-TEQ	0.00081 kg-TEQ	0.024 kg-TEQ	-	0.6	0.015 kg-TEQ	0.5

化学物質用途説明資料

物質名	主な用途
トルエン	洗浄剤、溶剤（塗料、インキ）、ガソリン成分、合成原料（可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料、火薬）
ジクロロメタン （別名：塩化メチレン）	洗浄剤（金属脱脂）、溶剤、その他（冷媒、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤）
クロム及び三価クロム化合物	鑄造用砂型材原料、ステンレス鋼、顔料
キシレン	ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬、石油精製）合成原料（合成繊維、樹脂、染料、有機顔料、可塑剤、医薬品）
トリクロロエチレン	洗浄剤、溶剤（染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料）、合成原料（フロンガス）、農薬（殺虫剤）
クロロホルム	合成原料（フッ素系冷媒、フッ素樹脂）、溶剤（ゴム・メチルセルロース用）、医薬品（麻酔剤）
ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル	乳化剤、可溶化剤、分散剤（農薬、切削油、インキ、化粧品、医薬品）
エチルベンゼン	合成原料（スチレン）、溶剤（油性塗料、接着剤、インキ）
ベンゼン （特定第一種指定化学物質）	合成原料（染料、合成ゴム、合成樹脂、合成洗剤、医薬品、農薬等）、溶剤、ガソリン成分
ニッケル化合物 （特定第一種指定化学物質）	顔料、メッキ
エチレンオキシド （特定第一種指定化学物質）	合成原料（エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジオキサン、界面活性剤）、殺菌剤
ダイオキシン類 （特定第一種指定化学物質）	廃棄物焼却炉等からの非意図的生成物

数値については、四捨五入により端数処理しています。そのため、合計と内訳が合わない場合があります。

平成16年度データについては、平成18年2月の国の公表後に変更のあった届出事項を修正したデータを使用しています。